

令和4年4月26日
土木部道路公園課

稲荷山公園基本計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 内訳

募集内容	来場者数	意見人数	意見件数
区民意見反映制度(パブリックコメント) 令和3年2月21日(日)~3月31日(水)	-	24名	82件
オープンハウス(稲荷山図書館) 令和3年3月25日(木)・26日(金)・28日(日)	78名	10名	16件
オープンハウス(北大泉地区区民館) 令和3年8月27日(金)・28日(土)	52名	10名	34件
オープンハウス(土支田地域集会所) 令和3年9月3日(金)・4日(土)	58名		
上記以外で寄せられた意見	-	-	78件
合計	188名	44名	210件

(2) 周知および閲覧方法等

ア 区民意見反映制度（パブリックコメント）

(ア) 周知方法

ねりま区報（令和3年2月21日号）・区ホームページへの掲載

(イ) 閲覧方法

区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、道路公園課での閲覧

イ オープンハウス（稲荷山図書館）

(ア) 周知方法

ねりま区報（令和3年2月21日号）・区ホームページへの掲載、
計画区域周辺の町会回覧、町会掲示板への掲示

(イ) 説明方法

パネル展示、計画（素案）の配布

ウ オープンハウス（北大泉地区区民館・土支田地域集会所）

(ア) 周知方法

区ホームページへの掲載、計画区域に開催に関するチラシを全戸配布

(イ) 説明方法

パネル展示、計画（素案）の配布

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
1 目的	25
2 対象地の概要	27
3 基本方針	68
4 整備の進め方	51
5 管理の方向性	3
その他	36
合計	210

3 寄せられた意見に対する対応状況

対応区分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	17
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	22
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	28
△ 事業実施等の際に検討するもの	71
※ 趣旨を反映できないもの	10
－ その他、上記以外のもの	62
合計	210

4 寄せられた意見と区の考え方

(1) 区民意見反映制度（パブリックコメント）

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
1 目的（計画全般に関すること）			
1	<p>「「稲荷山公園」は、白子川をはさんで大規模な崖線の森と草地在昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の公園です。」との記載は、その保全に向けての強い意思を表明している点は高く評価したいと思うが、是非他の公園も含めてこの目標の実現に向け努力していただきたい。</p>	<p>区は、地域の特性や状況等を踏まえた公園整備を行っています。</p> <p>本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地在昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p> <p>区は、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>今後もそれぞれの地域の特性や状況等を踏まえ魅力的で特色ある公園の整備を行っていきます。</p>	□
2	<p>武蔵野の風景の再生ではなく、なぜ武蔵野の“面影”なのか。本物の武蔵野の自然を再生しない限り、武蔵野の風景は再生できないのではないかと。 “面影”とは、武蔵野っぽいものをつくるという意味でしょうか。稲荷山は武蔵野の本来の自然を復活させ、武蔵野の本物の自然にふれられる公園にしてほしい。</p>	<p>本計画において「武蔵野の面影」とは、広大な武蔵野台地に田畑が広がり、川が流れ、雑木林や、屋敷林が点在し、豊かな自然であふれていたかつての練馬の風景を指しています。</p> <p>本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地在昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p> <p>区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充し、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p>	○
3	<p>かつて左岸は水田地帯で、春にはゲンゲでピンク色に染まり、白子川の水は豊かで多くの湧水にあふれていた。「武蔵野の面影」として書かれている事とはほど遠く、表現に偽りあり、と思える。</p>	<p>かつて左岸は水田地帯で、春にはゲンゲでピンク色に染まり、白子川の水は豊かで多くの湧水にあふれていた。「武蔵野の面影」として書かれている事とはほど遠く、表現に偽りあり、と思える。</p>	—

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
4	<p>「はじめに」にも記載されている通り、計画決定当時に比べあまりにも「市街化が進んでいる」現状を、60年前に引き戻すのは、費用の点でも、対象地域内に居住する区民にとっても、犠牲が大きすぎる。対象区域に現在住んでいる方々にとって、人権問題にもなりかねない。この機会に「稲荷山公園」整備の構想は、現状を踏まえうえで抜本的に変更すべきと考える。</p>	<p>稲荷山公園は、都市計画公園として昭和32年に都市計画決定され、昭和53年に変更決定されました。区はこれまで、カタクリなど希少な動植物が生息する環境を残すため、全国の自治体に先駆けて「憩いの森制度」を創設するなど、樹林地を保全する取組を行ってきました。</p> <p>しかし、稲荷山公園の計画区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられているものの、規制の範囲内で市街化が進んできました。市街化の進展等に伴い、環境は変化し、その保全は困難な状況にあります。</p> <p>本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草場が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p>	※
5	<p>昭和32年の都市計画をベースに様々な整備計画を想定されているが、なぜ古い計画をベースに議論が進むのか。計画当時から状況が変わり、対象地域に住宅が数多くある中でなぜ計画の見直し、対象地域の規模縮小等の議論がなされていないのか。</p>	<p>以上のことから、「ランドデザイン構想」（平成30年6月策定）において、区が目指す将来像を区民の皆様にお示しし、その実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）などにおいて、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園の整備に取り組むこととしています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	—
6	<p>稲荷山公園計画地の近くには大規模公園である大泉中央公園、光が丘公園、石神井公園があり、更にはとしまえんの跡地では一部区間で公園として整備されることが決まっている。これら大規模公園が数多くある中で更に大規模公園を整備する理由は何か。10haと大規模にする理由が分からない。</p>	<p>都心に近い利便性を享受しながら、農地や樹林地・公園など、多彩なみどりに包まれた暮らしを楽しむことができるのが練馬区の魅力です。</p> <p>区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など私有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。</p> <p>こうした中、区は、「ランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様にお示しました。また、「ランドデザイン構想」の実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や、「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。</p> <p>稲荷山公園についても、大泉中央公園、練馬城址公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p>	○

番号	意見の概要	区の方考え方	対応区分
2 対象地の概要			
7	ニホントカゲとヒガシニホントカゲの表記は正しいのか。	ニホントカゲは平成24年にニホントカゲとヒガシニホントカゲに分類されています。素案ではそれぞれの調査時点で確認された表記で記載しましたが、分類後のヒガシニホントカゲに統一しました。	◎
8	素案の計画地域の中に再開発地域が含まれていることについては、この地域を再開発地域から除外することを提案する。	<p>稲荷山公園として都市計画決定されている区域の一部には、都市再開発法に基づく再開発促進地区が定められています。</p> <p>再開発促進地区は、計画的な再開発が必要な市街地の中で、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を定めているものであり、道路、公園などの既決定の都市計画と整合を図り地区の整備方針を定めています。</p> <p>実際のまちづくりにあたっては、それぞれの地区に適した具体的な手法により整備を進めていきます。</p> <p>本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草草が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p> <p>区は、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指し、都市計画事業として公園の整備を進めます。</p> <p>従って、当該地区を再開発促進地区から除外する変更は考えていません。</p>	※
9	大江戸線延伸や当計画は賛成である。今後も東京都等への交渉を粘り強く続けてほしい。	区は、大江戸線延伸に向けて、課題となっている事項について東京都と連携して協議を進めています。今後も、早期実現に向けて引き続き東京都と積極的に協議を重ねていきます。	□
10	大戸線延伸による清水山の湧水への影響はないのか。	また、清水山の湧水など本計画地内の貴重な資源に影響が出ない延伸計画となるよう東京都に求めています。	□

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
3 基本方針			
11	現在住宅地になっている白子川左岸は、「森の景観を楽しむゾーン」として整備することとなっているが、かなり多くの方に犠牲を強いることになるのではないかと懸念されるため、負担をお願いするのは「森を守り育てるゾーン」に限定してはどうか。	稲荷山公園は、都市計画公園として昭和32年に都市計画決定され、昭和53年に変更決定されました。区はこれまで、カタクリなど希少な動植物が生息する環境を残すため、全国の自治体に先駆けて「憩いの森制度」を創設するなど、樹林地を保全する取組を行ってきました。 しかし、稲荷山公園の計画区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられているものの、規制の範囲内で市街化が進んできました。市街化の進展等に伴い、環境は変化し、その保全は困難な状況にあります。	※
12	60年以上も昔の都市計画にもとづいて整備を進めることは、ここに住んでいる多くの区民にとってあまりにも犠牲を強いるものとなり、左岸の公園計画は止めるべきだと強く思う。区政として取り返しが見つからない事態になる前に早急に根本的に見直しすべき。	本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草場が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。	※
13	提案の稲荷山公園付近にも子供のころから遊びに行ったが、当然現在とは全く違う景観だった。60年以上前の計画をそのままの場所で作ろうとすることに、大変奇異な感じを持つ。特に白子川左岸はご指摘の通り住宅密集地になっており、それらの居住地を奪ってまで、60年前の景観を復活させようとする案は、本当に実現する気があるのか。	以上のことから、「グランドデザイン構想」（平成30年6月策定）において、区が目指す将来像を区民の皆様にお示しし、その実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）などにおいて、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園の整備に取り組むこととしています。	-
14	昭和32年当時は、農地と樹林地で構成されており、住宅が立ち並ぶ前の計画であった。原点に還って計画の見直しも必要ではないか。貴重な動植物、武蔵野の面影を感じながらの活動・交流としての公園整備でなく、目的をしばり、武蔵野の面影の再生を主として考える事が必要と思う。「基本方針」（2）整備や取組の視点、整備の方針、多様な動植物、森の景観、区民協働等は、現白子川の崖線（右岸）を活かすことで十分であると思う。今回の計画として、白子川の右岸一帯を行い、平坦部も有るので治水対策も考慮して、練馬のみどり、森の景観を造る事であると思う。	区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。 本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。 引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	※
15	現在、稲荷山憩いの森の南側にかろうじて残っている生産緑地を保全して、将来、住宅地に転用されないようにすべきと考える。	計画区域内の生産緑地については地権者の意向等を踏まえながら取得の検討をしていきます。その他の生産緑地は買取りの申出があった際などに、保全について検討します。	△
16	白子川流域の湧水は、都内では数少ない貴重な自然遺産であり、是非保全してほしい。そのためには、雨水が浸透するために南側の高台が、雨水を浸透できる状況になっていることが肝要である。そのためにも、農地（生産緑地）は最大限保全してほしい。できれば、雨水が浸透できる面積をさらに拡大してほしい。		△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
17	図書館背後の斜面に続く畑に大きな溝があり大雨が続けば崩落の危険性があるかもしれない。	ご意見をいただいた畑の北側について現地確認を行いました。 当該地は計画対象地となっており、土砂災害警戒区域の指定を受けている部分があります。土砂災害警戒区域とは急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。 公園整備の際には改善に資する整備について検討します。	△
18	区民協働で森を育てることにより、コミュニティや地元への愛着を醸成するという視点は、まちづくりの基本であり、区民として、その仕組みづくりに積極的に取り組みたい。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくためには、区民協働で森を育て、地域コミュニティや本公園への愛着が醸成される取組が重要と考えます。 取組内容については、多くの方に参加していただけるよう、皆様にご意見をいただきながら検討していきます。	△
19	「多様な動植物の生育・生息空間となる樹林地の拡大を目指す」ための提案ア。住民参加型のモデルの提案（「清水山&稲荷山サポーターズ」&「みどりの葉つばい基金主催のクラウドファンディング」）	なお、区内のみどりの保護と回復を目的として設置している練馬区みどりを育む基金の寄付先に、区民の森プロジェクト「稲荷山の森コース」を設けており、集まった寄付金は将来の公園づくりに活用する予定です。（令和4年3月31日現在で43件、約2,000万円の寄付を受けている。）このことについて、皆様に伝わるよう計画に追記しました。	◎
20	周辺住民の「まちづくり憲章」の締結などの動きを奨励し、その動きとの連携を模索すべき。		△
21	武蔵野の雑木林は、周辺の農業者が堆肥、薪、炭の原材料等の供給源とするなど近隣住民の生活との深いつながりの下に成立してきたものであり、適度な下草取り、高木の剪定、伐採に伴うひこばえの再生といった保全活動が必要とされる。保全活動への区民協働が重要となる。なお、カタクリの群生地等貴重な植物種・動物種の保全のためには、現植物種の保全管理の徹底が前提になるため、区民協働が重要になる。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくためには、区民協働で森を育て、地域コミュニティや本公園への愛着が醸成される取組が重要と考えます。 取組内容については、多くの方に参加していただけるよう、皆様にご意見をいただきながら検討していきます。 また、希少な動植物が生息する環境を維持するためには、専門的知識に基づく管理も必要です。有識者からの助言に基づく樹木の管理計画の策定や活動団体との協働による管理など、適切な維持管理の方法を検討していきます。	○
22	雨庭造りによる周辺住民との協働を提案する。	区は、流域対策として、これまで雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を区民と協働で取り組んできました。このことは、地下水の涵養促進にも寄与するものであり、湧水など自然環境の保全にも重要な役割を担っています。本計画地の貴重な湧水の保全・創出のため、雨水浸透ますの設置拡充について検討していきます。 また、地下水の揚水量については「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、地下水の揚水規制を行っています。	□
23	稲荷山の自然を守るには、稲荷山公園という局所的に考えるのではなく、稲荷山を取り巻く環境、社会、経済など多面的に取り組まなければ、自然は守れないと考える。例えば、湧水を守ろうとしたとき、練馬区の地下水の揚水量を削減するにはどうしたらよいか、戸建住宅に雨水浸透枡を設置してもらうにはどうしたらよいか、豪雨時の雨水の流出量をどのように地下に還元したらよいか、農地の減少をどうしたらくい止めることができるかなど、そうした一連の政策のうえに、稲荷山の自然の保全がなければ守ることはできないと思う。	なお、計画区域内の生産緑地については地権者の意向等を踏まえながら取得の検討をしていきます。その他の生産緑地には、買取りの申出があった際などに、保全について検討します。	□
24	植物好きの方々には毎年カタクリガイドの案内はとても魅力的なのではと思う。似たような形で、今回の計画を知っていただくことを前提に、季節ごとの魅力を発信できる観察会を検討するのはどうか。	本計画にご理解、ご協力いただくために、計画区域内の魅力を知っていただくことは必要な取組であると考えます。 今後、貴重な資源であるカタクリをはじめ、計画地の季節ごとの魅力を多くの方に知っていただくための取組を検討していきます。その旨、計画にも記載しました。	◎

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
25	図書館から八坂小・中までのハケ道は湧水と森林や植生と共に大変貴重な自然環境であるが、この数年間で都市化が進んでいるため、できるだけ早く保護策を立てる必要がある。この10mあまりの崖線を残しながら現在の白子側沿いの道と現在の崖線上の路の状態を整備して崖線上を図書館まで繋ぐ小路が絶対必要である。この路はまた、湧水点を繋いで、地藏さん（道祖神）や土支田八幡神社から八坂神社を連絡する民俗・文化の路も考慮すべき。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 公園計画地内の通行路や周辺の道路のあり方については、地域の実情やご意見を踏まえながら、今後検討していきます。	△
26	稲荷山図書館東側から稲荷山憩いの森、土支田八幡宮まで通行可能な道を整備して頂きたい。		△
27	白子川を人々が水辺に近づける川辺にしてほしい。今は三面張り、水辺に近づくことはできないが、河川の改修はその地域の公園化には不可欠だと思う。白子川は大変美しい小河川だった。今も湧水が出ているのは、素晴らしいことだと思うので、これら川を大切にしたい公園作りをしてほしい。	区は、23区唯一の大規模なカタクリ群生地、湧水池、樹林地など同様に、白子川についても計画地内の貴重な資源と考えています。 河川整備事業者である東京都と調整しながら森や川辺を身近に感じる散策路や親水空間について検討・整備していきます。	△
28	一部を親水公園として整備できないか。		△
29	左岸の護岸を撤去し、なだらかな土の土手として、水辺、草地、森のエコトーンをつくってほしい。アズマヒキガエルをはじめ、武蔵野本来の生き物たちがよみがえる環境をつくってほしい。また、その土手は区民が白子川に入れる水辺の親水空間としてほしい。		△
30	白子川の川辺の景観を楽しむことは勿論のこと、ゲリラ豪雨に対する河川整備計画に係る治水の在り方に、川の持つ様々な可能性を取り込んだ公園づくりを期待する。工事の結果、貴重な湧水が枯渇してしまう事態を引き起こすことがないようお願いする。	河川整備事業者である東京都と調整しながら森や川辺を身近に感じる散策路や親水空間について検討・整備していきます。整備にあたっては、湧水等の自然環境への悪影響をもたらさないように、調整、検討していきます。	△
31	白子川左岸に桜の巨木があったがその根茎が護岸のコンクリートを押し広げた。これらを含めて今後の改造計画に組み込んでいく必要がある。	河川整備事業者である東京都と調整しながら森や川辺を身近に感じる散策路や親水空間について検討・整備していきます。	△
32	田舎の大泉町・土支田のイメージを覆すような、都会性とのどかさが融合した世界に誇れる水害対策公園になるようにしてほしい。	本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草草が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。	△
33	左岸地区の浸水、災害対策が主目的なのか。武蔵野の原風景に戻すのは厳しいと思う。	区は、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。	○
34	北側の公園地帯が避難場所としての機能を備える事に前向きに検討してほしい。通常だと避難場所は「地域ごとに分ける」のが通例となっているが、「大規模延焼火災時緊急避難場所」として「高齢者・後期高齢者・障害者・乳幼児家族・妊婦家族」を優先した避難場所としても良いと考える。	森の景観を楽しむ場（広場）の整備にあたっては、地域のイベントなど多目的な使用が可能となるよう計画段階から地域の方々などと協議・検討を行います。 災害時の利活用についても関係者と協議・検討していきます。 今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にご意見、ご要望を伺っていきます。	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
35	具体的な整備内容は、広場は光が丘公園のすずき原っぱのようなものもいい等、要望が沢山出てくると思うので、その段階になったら別途、意見、要望をお伝えできる機会を用意してほしい。	本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地在る昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。 区は、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。	△
36	北側の公園整備におきましては、子どもたちが自由に遊べ、且つご高齢者が安全に散策・散歩できるよう、公園内の場所によってルールを多元化し、どの年代も有効に活用できる場にしてほしい。	森の景観を楽しむ場（広場）の整備にあたっては、地域のイベントなど多目的な使用が可能となるよう計画段階から地域の方々などと協議・検討を行います。	△
37	稲荷山図書館と並んで教育的施設を考えてほしい。稲荷山図書館下の縄文時代の遺跡を再現するような施設も検討してほしい。	今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にご意見、ご要望を伺っていきます。	△
38	ゾーニングの景観を楽しむゾーンも、草原を守り育てるゾーンとして徹底して保全を打ち出しきるほうが、この公園の意義が分かりやすいと思う。理想はヨシ原だが、現実には光が丘公園で保全しているようなすずき野原で、草原の生物と森林の生物をいづれも楽しめる公園になるとよい。		△
39	「多様な動植物を育む武蔵野の森」という公園整備のコンセプトには賛成である。人と自然（動植物）が共存する空間を、将来にわたって維持することは、我々区民の責務であると思う。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくためには、区民協働で森を育て、地域コミュニティや本公園への愛着が醸成される取組が重要と考えます。 取組内容については、多くの方に参加していただけるよう、改めて皆様にご意見をいただきながら検討していきます。	○
40	直近の自然の実態を把握し、保全の方向や重点を決めるためにも、早急に対象地域の総合的な自然環境調査を実施してほしい。	区は、本計画地内の自然環境調査を平成24年、平成31年に実施しています。 今後も、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を実施する旨、記載しました。	◎
41	右岸は、清水山憩いの森などに、かつての面影が現在も残っており、やるべきはこれらの残された自然をつなげ、保全していくことである。現在ある緑地をしっかりと調査し、それらをつなげて、どのようにしたら、少しでも保全していけるか、という提案をしてほしい。たとえば、いくつかの生産緑地や稲荷山図書館、越後山憩いの森などをつなげ、将来住宅地に転用されないような方策をしてほしい。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。 今後も、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を実施する旨、記載しました。 なお、計画区域内の生産緑地については地権者の意向等を踏まえながら取得の検討をしていきます。その他の生産緑地は買取りの申出があった際になどに、保全について検討します。	◎

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
42	<p>実施計画（素案）を策定する際は、専門家や一般区民の声を十分に生かし、方向を誤らないよう慎重に行ってほしい。「武蔵野の森」というと、全面的にコナラ、クヌギ、イヌシデなどの落葉樹中心の、多様性の低い植栽計画になりがちである。人の手をあまり加えない自然のままの区域と、人がこまめに管理する区域（カタクリ生育地など）のバランス、常緑樹と落葉樹のバランス、林地と草地の適切な配置など、十分考慮してほしい。</p>	<p>区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。</p> <p>樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。</p> <p>今後も、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を実施する旨、記載しました。</p> <p>なお、今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にもご意見、ご要望を伺っていきます。</p>	◎
43	<p>ここ数年、広範囲で大木をかなり伐採しているが、同じくらい植樹するなりしていないと生態系のバランスが崩れいずれ全てがだめになってしまうのではないかと。カタクリの群生地においても、雑木類はほとんど伐採して木漏れ日が無い環境になってしまい、今後も群生を育てるのか疑問に思う。以前のような環境だったからこそ希少な植物の群生地としてこれまで生き残ることができたのではないかと。"みどりの風吹くまち"を本当に目指すならば専門家の指導の元、計画を立てて行ってほしい。</p>	<p>区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。</p> <p>樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。</p> <p>今後も、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を実施する旨、記載しました。</p> <p>また、今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にもご意見、ご要望を伺っていきます。</p> <p>なお、区の樹木管理については、樹木診断を行い、その結果が腐朽し倒木の恐れがある場合などを除いて基本的に樹木の伐採は行っていません。</p>	◎
44	<p>稲荷山の方は清水山のような人工的な整備はしないでほしい。奥の一面は植樹して森の状態にもどし、隣接住民との緩衝地帯としてほしい。トイレも無くすか別のところへ移動してほしい。</p>	<p>区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。</p> <p>樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。</p> <p>今後、トイレの設置など具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にご意見、ご要望を伺っていきます。</p>	△
45	<p>右岸については、稲荷山憩いの森内の「湧水池」に着目したい。この湧水を利用して広大な「いなりやま湿地」（仮称）を造ることを提案する。湧水量は、清水山の湧水よりも少ないようだが年間を通して潤れることがないため、湿地には向いている。完成後のイメージは、尾瀬のように木道を設置し、武蔵野の自然の保護と、自然とのふれ合いとを兼ねた、人間と動植物が共存するゾーンで、それはとりもなおさず、湧水池の上に聳え立つ石碑「豊楽園」の精神（「水源涵養ノ地トナスノミナラズ」「一般公衆ノ行楽地ト為セントシ」）をそのまま継承するゾーンでもある。</p>	<p>区は、稲荷山憩いの森と清水山の森の中に残る湧水池を貴重な資源と考えています。樹林地や希少な動植物など他の貴重な資源と合わせて、後世に残していくための整備を行っていきます。</p> <p>今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にもご意見、ご要望を伺っていきます。</p>	△

番号	意見の概要	区の方考え方	対応区分
46	<p>潜在自然植生等植生に関する考え方を参考に、いかに武蔵野の雑木林や自然植生を再生するかの基本的な視点を構築する必要がある。武蔵野の潜在自然植生は、常緑広葉樹によって構成されると通常考えられている。常緑広葉樹の植樹は、従来より積極的に行われるべき。</p>	<p>区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。</p> <p>樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。</p> <p>人為的干渉を取り除いたと仮定したときに成立する植生、潜在自然植生に関する考え方などについても研究していきます。</p> <p>今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にもご意見、ご要望を伺っていきます。</p>	△
47	<p>「練馬区住民の住環境の基盤が、武蔵野台地が長年月にわたって育んできた地下水脈・湧水に支えられた土壌、その上に形成されてきた潜在植生である常緑広葉樹林、住民が育んできた武蔵野の雑木林・屋敷林を復元し、それら樹林に包まれるように練馬区住民の住環境を再生して行こうとする観点」が重要であり、各要素の適切なバランスを図って行く必要がある。</p> <p>練馬区住民の住環境を再生して行く観点からすると住宅地に接する区域では、潜在植生である常緑広葉樹林を構成する樹種（シラカシ、アラカシ、スダジイ、マテバシイなど）を中心に植樹する樹種を選定するのにも一案である。落葉対策、防火対策にもなる。</p>		△
48	<p>本来練馬にはどんな生き物がいたのか、それを復活させるための自然とはどのような自然か、100年後にその自然に到達するためには今から段階的にどのような自然をつくっていったらよいかなど、よく考えて自然づくりをしてほしいと思う。</p>	<p>区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。</p> <p>樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。</p> <p>今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にもご意見、ご要望を伺っていきます。</p>	△
49	<p>みどりや水の自然を守ることは、もう現状の環境を“保全”するだけでは守り切れないと考えている。人工的な復元が求められており、“森の創出”の取り組みに期待する。</p>		△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
50	自然に関して、現存樹林につきましては、伐採などはできる限り最小限でとどめていただきたい。また、掘削工事などが予定されている場合、地下水脈を傷つけてしまうことのないように、配慮してほしい。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。 整備にあたっては、既存樹木の活用や、湧水池の保全についても考慮していきます。	△
51	大規模な公園となると、車での来園者の増加が予想されるため、車両の往来が増えることによる渋滞や事故などの問題対策に、しっかりと対応してほしい。	計画地周辺の道路のあり方については、地域の実情やご意見を踏まえながら、今後検討していきます。 また、周辺地域の交通の円滑化や安全性の向上のため、東京都市計画道路補助線街路第230号線の早期整備について引き続き、東京都へ要望していきます。	△
52	稲荷山憩いの森について要望する。西側出入口の辺りは湿気が多い畑があり暗い感じがする。公園の出入口であり善処してほしい。北側斜面の危険防止のためのフェンスがほしい。湧水を活用して水辺の遊び場がほしい。 (例) 清水山の水辺の活用はすばらしい。カタクリは人手もかかり管理が難しい。(例) 梅園、つつじ園など。東側出入口の拡張を図りたい、出入口が分かりづらい。東側にモミジの群落があり南側に住宅が建つと日陰になる。移植が可能ならご検討いただきたい。全体的に森が深い遊歩道の確保。山桜もあり、森林資源の整備。急勾配のため、雨上りは滑ってしまう 階段等で緩和してほしい。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。 今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、皆様にも改めてご意見、ご要望を伺っていきます。	△
53	地域の将来像（土地利用、河川改修、防災計画）等との関連、周辺を含めた生態系の歴史、変化の可能性渡り鳥等の休息地の活用策の把握、周辺に緩衝的ベルトの必要性、小中学校の活用を検討されたい。	本公園の整備については、練馬区総合治水計画や東京都が策定した新河岸川及び白子川河川整備計画（平成30年4月）などの関連計画と調整を図りながら、周辺の道路事業やまちづくりの進捗なども踏まえ進めます。 また、樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。 稲荷山図書館、中里郷土の森など周辺の公共施設との連携も検討します。	△
54	プランに対して、高木の整備に着手、稲荷山/清水山のコリドール（生物多様性）/昆虫の往来（野鳥の往来も）広場は、単なる芝生地ではなく例えばカタクリ・アマナ・ヤマユリなど北向き斜面地でなくても育つ植物を植えるなど。水田、災害時に活用を提案する。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。 森の景観を楽しむ場（広場）の整備にあたっては、地域のイベントなど多目的な使用が可能となるよう検討を行います。災害時の利活用についても関係者と協議・検討していきます。 今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にご意見、ご要望を伺っていきます	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
55	<p>雨水浸透による湧水の確保は、白子川源流部の井頭公園も同様に重要である。当該地域には、地下に貯水施設を作る構想があるようであるが、そのような施設が白子川の水源を枯らしてしまうことは十分予想される。白子川下流域の稲荷山公園計画にも大きな影響が考えられる。流域全体の「水」の管理を十分考慮してほしい。</p>	<p>東京都が策定した新河岸川及び白子川河川整備計画（平成30年4月）では、今後、必要となる調節池について整備を進めていくとしています。</p> <p>区は、調節池整備の検討にあたっては、白子川流域の生態系のほか、湧水等の自然環境への配慮などを行うように、東京都に申し出ています。</p>	□
56	<p>「中里郷土の森」との連携も良いが、計画地域の北側の広がる八坂神社のみどり、越後山憩いの森のみどりとの連続も意識すべきではないか。</p>	<p>区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様を示しました。また、「グランドデザイン構想」の実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や、「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。稲荷山公園についても、大泉中央公園、練馬城址公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>また、白子川沿いについてもみどりの軸として位置付けています。本公園の整備を着実に進めるほか、白子川の改修にあわせた緑化を東京都に働きかけるなど、みどりのネットワークの形成を推進します。</p>	□
57	<p>素案の表紙、13、14ページ掲載の写真は計画区域の過去の写真ではなく全く別の区域のものだった。このような姿はもともとなく、その旨のキャプションをつけなければ、この姿が実現するという錯覚を多くの区民都民に与えてしまう。</p>	<p>素案の表紙、13、14ページ掲載の写真は計画区域の過去の写真ではなく、区が目指す将来イメージをお伝えするために掲載しています。</p> <p>写真の場所が分かるようにキャプションをつけました。</p>	◎

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
4 整備の進め方			
58	<p>コロナで厳しい生活を続けている区民に投げかける時期ではないと思う。じっくり時期をみて検討してはどうか。</p>	<p>稲荷山公園は、都市計画公園として昭和32年に都市計画決定され、昭和53年に変更決定されました。区はこれまで、カタクリなど希少な動植物が生息する環境を残すため、全国の自治体に先駆けて「憩いの森制度」を創設するなど、樹林地を保全する取組を行ってきました。</p> <p>しかし、稲荷山公園の計画区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられているものの、規制の範囲内で市街化が進んできました。市街化の進展等に伴い、環境は変化し、その保全は困難な状況にあります。</p> <p>本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草草が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p> <p>以上のことから、「グランドデザイン構想」（平成30年6月策定）において、区が目指す将来像を区民の皆様にお示しし、その実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）などにおいて、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園の整備に取り組むこととしています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	△
59	<p>素案の提示内容がまだ曖昧で計画区域住民がどう動けば良いのかが伝わらない。</p>	<p>本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。</p> <p>本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	△
60	<p>対象地域に住む住民の一人として立ち退きが必要になる時期が知りたい。おおよそでも良いので今から何年後までに立ち退きの必要性が出てくるのか。</p>	<p>引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	△
61	<p>当計画のPRや周知活動を、10代や20代がよく活用するSNSやYouTube等でもやってほしい。八坂小・中等の学級会や朝礼等で、当計画を学生らに伝えPRしてほしい。</p>	<p>区は本計画の内容についてご理解いただくため、区報や区ホームページ等で周知を図ってきました。計画地内の地域の方をはじめ広く計画の内容についてご理解いただくため、区ツイッターの活用など周知の拡充を検討していきます。</p>	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
62	計画の現状を常に発信するため、区報やWEBだけではなく、メーリングリストやSNSなどで直接届くようにほしい。また、着手前から区民がダイレクトに参加できる形をとれるように、整備や生物調査などは参加者を募って区民参加型で進めてほしい。	区は本計画の内容についてご理解いただくため、区報や区ホームページ等で周知を図ってきました。計画地内の地域の方をはじめ広く計画の内容についてご理解いただくため、区ツイッターの活用など周知の拡充を検討していきます。 また、区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくためには、区民協働で森を育て、地域コミュニティや本公園への愛着が醸成される取組が重要と考えます。 区民協働の取組を行う際には広く周知を行っていきます。	△
63	今後、転居するのであれば、出来るだけ早くしてほしい。高齢者の転居はとても不安だし、それがいつなかもわからないのが困る。計画を実行するのであれば、速やかに進めて頂きたい。公園の計画に関しては賛成なので、進捗状況を随時知りたい。	本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。 引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。 また、計画の進捗等については、お知らせの配布や希望者への個別訪問等により周知していきます。	△
64	計画の進捗状況が分かるように詳細にわかりやすく発信していただきたい。	引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。 また、計画の進捗等については、お知らせの配布や希望者への個別訪問等により周知していきます。	△
65	としまえん跡地のように極端な計画変更がないようにしていただきたい。計画変更が予想される際は、ゆとりを持った事前通達をしてほしい。		—
66	説明会出席者、意見要望送信者は、氏名、住所、連絡先を提供しているのだから、経過報告、意見要望の内容等はその都度必ず教えていただきたい。今回含め、全ての意見要望は誰もが閲覧できるように個人情報を守った上で全て公開してほしい。	これまでに行った区民意見反映制度やオープンハウス等でいただいたご意見と、ご意見に対する区の見解について今回お示ししています。 今後も区民意見反映制度などに基づきご意見を募集する際には、個人情報を遵守したうえで区の見解と合わせて公開します。	△
67	計画当事者に対する配慮が不十分。基本計画(素案)を策定し公開する以前に、計画地域内住民並びに地権者に対し、十分に周知及び説明を行うべき。オープンハウスの実効性が不十分であればやり直すべきではないのか。	令和3年2月に基本計画(素案)を策定し、令和3年2月21日から3月31日までにパブリックコメントを実施し、合わせて3月にオープンハウスを3日間開催しました。その後、8月、9月に計画の内容等をご説明するオープンハウスを4日間開催しました。オープンハウスを3月に実施した際には、区報、区ホームページ、町会回覧板、掲示板で開催について周知しました。8月、9月実施の際には、区ホームページ、計画地内の戸別ポスティングにより周知しました。 今後も、事業の進捗に合わせた、丁寧な事前周知に努めていきます。	—
68	説明会等、地権者、隣接者への告知が不十分。せめて計画範囲内の地権者へは個別のポスティングなり、DMなりすべき。		—
69	オープンハウスの計画区域住民への告知が不徹底。		—

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
70	当計画案の実施に伴い転居を求められる住人の不安を最小限に止めるよう話し合いはもちろんのこと、土地買い上げまでの期間を十分に設けるようお願いする。	本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。	△
71	立退の時期の最終期限より前に引っ越しを希望する場合、整備計画の途中であろうと買い取っていただきたい。	引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。 転居などを予定されている場合にはその時点で個別に区にご相談ください。	△
72	単なる公園整備の話ではなく、計画区域10haに及び災害警戒区域を含む開発済市街化区域の再開発事業なのではないか。プロジェクト推進体制の見直しをすべき。	本公園の整備は、都市計画施設として定めた公園を都市計画事業により整備することを予定しています。 進捗に合わせて、必要な組織体制で事業に取り組みます。	△
5 管理の方向性			
73	図書館も公園も区直轄から民間へ移すことが目立つが、区直営でも、充分あらゆる面で可能な方策ができるような立案と運営を工夫していただき、里山、山里の自然を増やす立案計画をお願いしたい。	希少な動植物が生息する環境を維持するためには、樹木の管理計画の策定や活動団体との協働による管理を行うなど、専門的知識に基づく管理が必要です。 管理運営の方法については、地域団体との協働や民間活用を含めて幅広く検討していきます。	△
74	自然を活かした公園にする場合、高齢者などが足を滑らせて怪我をされることが懸念されるため、公園内に係員在駐の救護施設を設置してほしい。	利用者の方に安心してご利用いただけるように、福祉のまちづくり条例などに基づいた整備を行います。 管理運営の方法については、地域団体との協働や民間活用を含めて幅広く検討していきます。	△
75	公園、広場の必要性は分かるが隣接している住民にとっては正直迷惑でしかない。たまり場、騒音、前面道路、私有地への無断駐車、ゴミ捨て、いたずら、飛球等による家屋損壊等々、これまでも散々あったが役所に伝えても貼り紙等でしか対応できず、結局は自費修理、自ら注意、掃除するはめになっている。	公園は、誰もが利用する公共の空間です。 区は、利用者の方々には他の利用者や近隣にお住まいの方のご迷惑にならないように公園を安全・快適にご利用いただきたいと考えています。 本公園の整備を進めるにあたっては、近隣にお住まいの方などのご意見を踏まえ、整備の内容、利用のルールについて検討していきます。	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
その他			
76	<p>末尾トピックに明治神宮の杜を人工林が意図的に自然林化された植樹による森の創出事例として挙げていることには共感を持つ。「武蔵野の面影」の再生を通じて「多様な動植物の生育・生息空間となる樹林地の拡大を目指す」方針は、高く評価する。潜在自然植生を人為の手を経ることなく再生することは不可能であることは同感であり、どのような植物種を選べば潜在植生に近い植生を再生することになるかは、地球温暖化・都市化などの状況によっても異なるので、慎重な検討が必要と思われる。</p>	<p>区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくためには、区民協働で森を育て、地域コミュニティや本公園への愛着が醸成される取組が重要と考えます。</p> <p>協働による植樹の取組イメージを皆様に分かりやすくお伝えするために、トピックとして、明治神宮の杜の事例を掲載しました。</p> <p>また、樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。</p> <p>なお、本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	△
77	<p>トピックとして明治神宮の例が出ているが、神宮の森を計画・実行した時代とは社会状況、自然環境も、計画スタートの条件も違う。理念として、理想として神宮の森を考えているのだろうが、この素案から、実現するだけの支援やリーダーの存在は感じとれなかった。神宮の森を創出した時代とはマンパワーの質が違うのに、この話を掲載したことは、逆に素案がまた曖昧なものでしかないと感じ取った。</p>	<p>引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	-
78	<p>土支田の交差点からのわずかな距離の車幅が狭く脇道もないので、歩道が広がると助かる。</p>	<p>東京都が整備を進めている東京都市計画道路補助線街路第230号線のうち、練馬区土支田三丁目（土支田通り南交差点）から同区大泉町二丁目（別荘橋通り交差点）までの約200メートル区間が、令和3年3月20日に交通開放されました。</p> <p>これに伴い、ご指摘の道路については、従前と比較して自動車の通行量が減少し、歩行空間としての安全性が向上したものと考えます。引き続き、周辺地域の交通の円滑化や安全性の向上のため、東京都と協議していきます。</p>	□
79	<p>清水山、稲荷山の中間の部分が、これまで開放せず閉鎖したままにしている理由が知りたい。</p>	<p>清水山、稲荷山の中間の部分については、出入口が一处で袋小路になっており、見通し等を含めた防犯の観点から閉鎖管理しています。</p>	-
80	<p>「将来、練馬区を含む武蔵野地域の豊かな緑地の中に住宅を中心とする田園都市を形成するというビジョンの中核をなすべく、練馬城址公園、石神井公園等を含む石神井川流域全体の公園化を提言します。」と述べたが、それと同様、将来、練馬区を含む武蔵野地域の豊かな緑地の中に住宅を擁する田園都市を形成するというビジョンの中核となすべく、井頭公園と稲荷山公園基本計画の対象地域等を含む白子川流域全体の公園化を提言する。</p>	<p>区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様に示しました。また、「グランドデザイン構想」の実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や、「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。稲荷山公園についても、石神井公園、練馬城址公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>また、白子川沿いについてもみどりの軸として位置付けています。本公園の整備を着実に進めるほか、白子川の改修にあわせた緑化を東京都に働きかけるなど、みどりのネットワークの形成を推進します。</p>	□

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
81	白子川・石神井川のように他の自治体の領域をも流域としている河川については、保水力向上のための植林事業等他の自治体との環境保全策の強化に向けた連携が特に重要と思われるので、この方向での積極的な対応を要望する。	白子川と石神井川については、都内の流域自治体と流域環境協議会を組織し、定期的に情報交換等を行っています。 今後も、環境保全策の強化等に向けて、他の自治体と連携していきます。	□
82	本件において、これまで議会にかけられた日時、内容が知りたい。	練馬区におけるこれまでの議会報告は下記のとおりです。 令和3年2月10日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）について 令和3年4月22日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催結果について 令和3年8月24日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催について 令和3年9月16日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催結果について 令和4年4月26日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（案）について	—

(2) オープンハウス

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
1 目的（計画全般に関すること）			
1	何を主眼として計画施工したいかが不明なので、計画の要素を明確にしてほしい。400棟余りの住民を移転させて公園化することは、現在ほとんどが第一種住居専用地域と指定されて住んでいる人達から行政への不信感の増幅をもたらす結果となる。	稲荷山公園は、都市計画公園として昭和32年に都市計画決定され、昭和53年に変更決定されました。区はこれまで、カタクリなど希少な動植物が生息する環境を残すため、全国の自治体に先駆けて「憩いの森制度」を創設するなど、樹林地を保全する取組を行ってきました。 しかし、稲荷山公園の計画区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられているものの、規制の範囲内で市街化が進んできました。市街化の進展等に伴い、環境は変化し、その保全は困難な状況にあります。	○
2	計画対象区域に家族が生活する400棟を対象に公園化の話がでたが、行政が一方向的に用途変更をしている様に見える。基本計画（素案）は美辞麗句が並んでいるものの計画の原因又要因の優先順位は全く不明だった。今後はこの点を明解にして住民説明とすべきで、且つ住民の主権を侵さない方法で問題を解決すべき。 都内でカタクリ群生（年に一度の開花）が貴重など優先順位低い記述、更に明治神宮の森作りで100年後の姿を紹介しているが全く時代背景が異なる（徳川幕府の統治から明治天皇の統治に変わった初めての天皇）ことを理解していない者が原稿を作ったなどで、住民の生活からは居住権侵害と言われぬように主目的等優先順位を明確化し打ち出してほしい。	本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地在る昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。 以上のことから、「ランドデザイン構想」（平成30年6月策定）において、区が目指す将来像を区民の皆様にお示しし、その実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）などにおいて、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園の整備に取り組むこととしています。	○
3	400戸余りの平和に暮らしている住民、住宅を動かさずとも計画書記載の雑木林と散策路への造成可能な場所はいくつか有るはず。ここへきて住宅地化された町として造って来た住民達を退かし、更に人口減少の中の公園化は必要あるのか説明をしてほしい。	区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。	○
4	練馬区として緑地帯の保全を考えるのであれば、稲荷山公園計画は白子川流域に沿った緑地を带状に構成するに必要最小限の家屋の移転の計画を優先とすべきである。	本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。	※
5	白紙に戻してほしい。	引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	※
6	昭和32年から令和3年の現在に至るまで時代の変化が有り住民たちの力の結果と思わぬがどの様に考えているのか。	なお、公園の計画と用途地域指定は各々別の計画であり、公園を整備するために、用途地域の変更を必須とするものではありません。	○
7	公園広場や雨水貯留池が必要ならば、当該計画地のの上流と八坂中学校の下流に土地があるが、旧来の資料にのみに囚われずに現状問題解決の為に広い検討結果を採択すべきでは。現実状況の中少し周辺を見渡す事で行政作業が400分の1となるような土地の取得交渉や調査等を進める事も可能ではないか。		※

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
2 対象地の概要			
8	計画対象区域の設定方針が不明である。白子川右岸で北東部は鉄筋コンクリートのマンションがあるも、個人住宅が計画区域からはずれているのは何故か、線引きが不明だ。	「稲荷山公園」は都市計画法第4条第6項および同法第11条第1項第2号に基づく都市計画施設です。 稲荷山公園の当初の都市計画決定区域は、昭和32年に、旧都市計画法第2条に基づき、国（建設省）が東京都市計画地方審議会での審議を経て、決定しました。 昭和53年には、東側および南側隣接地を追加する計画変更を、都市計画法第18条第1項に基づき、東京都が東京都都市計画審議会での審議を経て行っています。 なお、追加区域は、既定の公園計画区域に隣接した「樹林地」でした。 これらを踏まえ、本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。	—
9	公園としての線引きはいつ、だれが計画として決めたか。	昭和53年には、東側および南側隣接地を追加する計画変更を、都市計画法第18条第1項に基づき、東京都が東京都都市計画審議会での審議を経て行っています。 なお、追加区域は、既定の公園計画区域に隣接した「樹林地」でした。 これらを踏まえ、本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。	—
10	採択区域の指定範囲を示してほしい。	これらを踏まえ、本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。	○
11	浸水予想区域図で、公園計画範囲を示しているが、白子川左岸の住宅地は各家で土盛りをしているのか浸水深さ0.1～0.5m程度の場所と浸水深さ1～2mと予想被害が大きいと思われる場所がある。	浸水予想区域図(水害ハザードマップの一部抜粋)は事前の備えや避難に役立てていただくため、大雨時の白子川の氾濫で浸水が予想される区域を表しています。 浸水の範囲や深さは雨の降り方や土地の形態の変化、河川や下水道の整備状況等により変化することがあります。 なお、浸水予想区域における建築の制限はありませんが、区内全域において地下室等を設置する場合は、予め浸水対策について届出が必要となっています。	—
12	浸水被害が想定されるなら、建築申請が出た時点で現在の行政窓口で指導すること。該当地域にはその旨の掲示や、建築行政パトロール員制度を創設し、摘発するなどの適切な行政的運営を図ること。	なお、浸水予想区域における建築の制限はありませんが、区内全域において地下室等を設置する場合は、予め浸水対策について届出が必要となっています。	□

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
13	<p>稲荷山公園基本計画（素案）では何が主な要因か不明。400棟余りの区民の移転を伴う一種低層住居専用区域から公園への用途変更に対処。</p>	<p>稲荷山公園は、都市計画公園として昭和32年に都市計画決定され、昭和53年に変更決定されました。区はこれまで、カタクリなど希少な動植物が生息する環境を残すため、全国の自治体に先駆けて「憩いの森制度」を創設するなど、樹林地を保全する取組を行ってきました。</p> <p>しかし、稲荷山公園の計画区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられているものの、規制の範囲内で市街化が進んできました。市街化の進展等に伴い、環境は変化し、その保全は困難な状況にあります。</p> <p>本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地在る昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p> <p>以上のことから、「ランドデザイン構想」（平成30年6月策定）において、区が目指す将来像を区民の皆様にお示しし、その実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）などにおいて、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園の整備に取り組むこととしています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p> <p>なお、公園の計画と用途地域指定は各々別の計画であり、公園を整備するために、用途地域の変更を必須とするものではありません。</p>	○

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
3 基本方針			
14	自然の保護や、地域住民の憩いの場所を提供するのは、区の務めである。カタクリ等、自然を大切にすることを区民に向上させる場を作るのは大切な事である。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。 また、区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくためには、区民協働で森を育て、地域コミュニティや本公園への愛着が醸成される取組が重要と考えます。 区民協働の取組を行う際には広く周知を行っていきます。	○
15	現計画内には白子川と区道が直角に交差しているが公園内に区道が存在する既存公園はあるか。	大泉町もみじやま公園、都立石神井公園などでは園内に区道があります。 公園計画地内の通路や周辺の道路のあり方については、地域の実情やご意見を踏まえながら、今後検討していきます。	-
16	公園を南北に縦断する道路整備および周辺道路の大規模な拡幅を要望する。	また、周辺地域の交通の円滑化や安全性の向上のため、東京都市計画道路補助線街路第230号線の早期整備について引き続き、東京都へ要望していきます。	□
17	護岸を作り変えて、子どもが水に入って遊べるような緑地があるとよい。	区は、23区唯一の大規模なカタクリ群生地、湧水地、樹林地などと同様に、白子川についても計画地内の貴重な資源と考えています。 河川整備事業者である東京都と調整しながら森や川辺を身近に感じる散策路や親水空間について検討・整備していきます。	△
18	白子川の景観も大切にしながら計画を進めてほしい。	河川整備事業者である東京都と調整しながら森や川辺を身近に感じる散策路や親水空間について検討・整備していきます。	△
19	河川幅員を16.5mとした場合とした場合、下流域での水流の変化を想定しているのか。計画案は検討結果か、又は今後検討して改訂か。	白子川の幅員は、平成30年4月に東京都が策定した「新河岸川および白子川河川整備計画」に基づいたものです。なお、当計画は、流域全体の治水検討をふまえたものです。 また、河川整備事業者である東京都と調整しながら森や川辺を身近に感じる散策路や親水空間について検討・整備していきます。	-
20	仮に（半世紀に渡って造った大泉一丁目や土支田四丁目を破壊しない為には）河川の改修工事の空間が必要ならば、その必要性と必要空間を具体的に述べる事。	白子川の幅員は、平成30年4月に東京都が策定した「新河岸川および白子川河川整備計画」に基づいたものです。なお、当計画は、流域全体の治水検討をふまえたものです。 また、河川整備事業者である東京都と調整しながら森や川辺を身近に感じる散策路や親水空間について検討・整備していきます。	-
21	武蔵野の面影と記述があるが、武蔵野の原風景は一般的には原野である。 大泉一丁目付近の住宅化以前（昭和30～40年）は田園で、計画範囲内に屋敷林は存在していない。	本計画において「武蔵野の面影」とは、広大な武蔵野台地に田畑が広がり、川が流れ、雑木林や、屋敷林が点在し、豊かな自然であふれていたかつての練馬の風景を指しています。 本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地在り広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。 区は、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。	○

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
22	希少な生物がすんでいるので、きちんと調査して保全してほしい。河川において川遊びができる、樹木を切りすぎず、昆虫もたくさんやってくるような管理を行い、子どもたちが自然とふれあえる工夫をしてほしい。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 また、河川整備事業者である東京都と調整しながら森や川辺を身近に感じる散策路や親水空間について検討・整備していきます。 樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。 今後、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を実施する旨、記載しました。 なお、今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にもご意見、ご要望を伺っていきます。	◎
23	工事前に保全生態学の専門家の意見を伺うようにしてほしい。	森の景観を楽しむ場（広場）の整備にあたっては、地域のイベントなど多目的な使用が可能となるよう検討を行います。災害時の利活用についても関係者と協議・検討していきます。 検討の具体例の一つとしてビジターセンター設置を計画に記載しました。 なお、今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にもご意見、ご要望を伺っていきます。	◎
24	園内にビジターセンターなど自然情報を提供する場所をつくるなど整備してほしい。	森の景観を楽しむ場（広場）の整備にあたっては、地域のイベントなど多目的な使用が可能となるよう検討を行います。災害時の利活用についても関係者と協議・検討していきます。 検討の具体例の一つとしてビジターセンター設置を計画に記載しました。	◎
25	景観を楽しむだけでなく、もっと深く自然を楽しめるようなビジターセンター的な施設があるとよい。	なお、今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にご意見、ご要望を伺っていきます。	◎
26	森になる部分に植樹、植栽するものは地域性種苗を利用してほしい。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。 今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、皆様にも改めてご意見、ご要望を伺っていきます。	△
27	傾斜地の擁壁工事が必要ならば、その区域を対象に立ち退き依頼して改修工事をすべき。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、皆様にも改めてご意見、ご要望を伺っていきます。	△
28	緑豊かな練馬区で「紅しだれ桜」を植樹して、練馬区のイメージを少しでも変え、更によりよい練馬区になることを期待している。	区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。	△
29	多彩な植生が望ましい。丘の上の見上げる位置に紅しだれ桜も合うと思う。ぐねぐねした旧河川道がどこを流れていたか目印レンガ等で示せると歴史的な地形の変化が実感できると思う。	森の景観を楽しむ場（広場）の整備にあたっては、地域のイベントなど多目的な使用が可能となるよう計画段階から地域の方々などと協議・検討を行います。 今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にもご意見、ご要望を伺っていきます。	△
30	白子川を中心に高低差のある地形を利用して、紅しだれ桜、柳、松等を植えこんでほしい。	今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にご意見、ご要望を伺っていきます。	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
4 整備の進め方			
31	公園計画対象内で生活する者の私権制限はあってはならず、公園計画の主体はカタクリの希少性ではないはずであるし、昭和初期のノスタルジック的計画書ではなく客観的要素と現実的解決案を提示した素案を区民としては提示してほしい。	<p>稲荷山公園は、都市計画公園として昭和32年に都市計画決定され、昭和53年に変更決定されました。</p> <p>区はこれまで、カタクリなど希少な動植物が生息する環境を残すため、全国の自治体に先駆けて「憩いの森制度」を創設するなど、樹林地を保全する取組を行ってきました。</p> <p>しかし、稲荷山公園の計画区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられているものの、規制の範囲内で市街化が進んできました。市街化の進展等に伴い、環境は変化し、その保全は困難な状況にあります。</p> <p>本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草場が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p> <p>以上のことから、「ランドデザイン構想」（平成30年6月策定）において、区が目指す将来像を区民の皆様にお示しし、その実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）などにおいて、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園の整備に取り組むこととしています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	○
32	指定区域住居者又は所有者への、今後の計画工程を示してほしい。	今後の検討手順が伝わりやすくなるよう修正しました。	◎
33	近くに大きな公園ができるので、計画を早く進めてほしい。	本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。	△
34	40年以上前にこの地に引っ越して来たときから、ここ一帯が公園になる話はあった。計画が実行されるのをずっと待っていた。地域では高齢化が進み、空き家も増えつつある。今後の生活を考えるためにも早く事業スケジュールを示してほしい。	本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。	△
35	地権者の意見を入れながら、この計画はなかなかいいので多い自然を守るために少しずつ進めてほしい。	引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
36	計画はよいが、今回初めて説明を聞いたのでこれから今後の事を考える。説明があればチラシとか早く皆様に知らせてください。	令和3年2月に基本計画（素案）を策定し、令和3年2月21日から3月31日までにパブリックコメントを実施し、合わせて3月にオープンハウスを3日間開催しました。その後、8月、9月に計画の内容等をご説明するオープンハウスを4日間開催しました。オープンハウスを3月に実施した際には、区報、区ホームページ、町会回覧板、掲示板で開催について周知しました。8月、9月実施の際には、区ホームページ、計画地内の戸別ポスティングにより周知しました。	△
37	区民と更に対象区域への広報活動の記録を示してほしい。	今後も、地域の皆様に対してご説明を行うオープンハウス等の開催の際には、丁寧な事前周知に努めていきます。 また、計画の進捗等については、お知らせの配布や希望者への個別訪問等により周知していきます。	－
38	まったく聞いてなかった話で困惑している。立ち退きを一番最後にしてほしい。	本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。	△
39	計画については分かりましたが、早々の立ち退きは難しいと思います。又、転居するにあたり次の住まいが購入できる額の補償があるのか知りたい。評価額を早く出していただきたい。	本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。 引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	△
40	この計画の為に自宅の資産価値と将来性が下がることに失望している。計画の公表に関しても数年かかるとのことだが、出来るだけ短くしてほしい。いずれ移動しなければいけないのなら出来るだけ早く決断したいので、用地補償を早めのご対応してほしい。	なお、土地価格は、地価公示法にもとづく公示価格、近隣の取引価格および不動産鑑定士による鑑定評価等を参考にして評価します。公示価格、近隣の取引価格ですので、この事業地域内での価格評価ではありません。 また、土地の取得に伴って、その土地に建物・工作物等が存する場合は、その土地以外の場所へ移転していただきます。その際の建物等の移転費用等を「通常生じる損失」として補償基準に基づき補償します。	△
41	土地価格の評定については、計画区域外地に基準値を定め、計画区域内地との計画発表前の比率を遵守してほしい。	建物移転補償については、経過年数に応じた補償をします。	△
42	もっぱら住居としている方、或いは業務兼住まいの方など多様な住み方があるので、今後の工程のどの時点で各家に対して「損失補償の査定とその結果の報告」をされるのでしょうか。上記査定の基準も合わせてお示してください。	補償の内容や転居を予定されている場合には、個別に区にご相談ください。	△
43	補償内容について教えてほしい。		－
44	不定形な残地が発生する場合、計画区域を道路の境界など区切りの良い範囲にしてほしい。		△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
その他			
45	公道への接道不足（再建築不可物件）は建築行政パトロール員調べて道路にマーカー柱でも埋設し台帳管理すれば零細不動産の取引物件での区役所へ問い合わせがされて改善される	建築基準法による道路および建築基準法の位置付けない道については、区窓口もしくは区ホームページにて確認できます。 また、建築基準法等に適合していない建築物については、近隣からの通報や区によるパトロールにより把握に努めると共に、所有者等に対して法令等の趣旨、違反の内容を説明し、適法な状態とするよう指導しています。	□
46	現在（2020～21年）もなお新築し転居がなされている。これまでに将来の行政的な改変（公園化など）は聞いたことも指導をうけたことも聞き及んでいない。個人の建物新築時は建築部署と道路公園部署の風通しが悪いのか、或いは不作為なのか回答願う。	都市計画法において、都市計画施設の区域内では、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限を加えられていますが、事業の実施に至るまでの間は、都市計画法第53条に基づく許可を受けることで建築物を建築することができますとされています。 建築等を行う際は、通常事前に都市計画の制限を調査する必要があるため、区に問い合わせがあります。その際には、都市計画の指定状況等についてご説明します。購入を検討している方からのお問い合わせにも同様にご説明します。 なお、土地や建物を売買する際は、宅地建物取引業法第35条第1項において、宅地建物取引業者は、取引の相手方に対し、契約が成立するまでの間に、取引に係る都市計画法による制限などの重要事項について、宅地建物取引主任者から、書面を交付して説明させなければならないとされています。	□
47	この計画が上がっているにもかかわらず5年前の清水山公園の整地は何のためか。政策、計画が読み取れなくて税金の無駄遣いでは。	稲荷山公園は、都市計画公園として昭和32年に都市計画決定され、昭和53年に変更決定されました。 区はこれまで、カタクリなど希少な動植物が生息する環境を残すため、全国の自治体に先駆けて「憩いの森制度」を創設するなど、樹林地を保全する取組を行ってきました。平成29年には、「清水山の森」について、貴重な自然を未来へつなげるため、トイレなどの人工物をできるだけ作らず、自然を残した公園整備を行いました。 区は、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充し、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。	—

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
48	<p>第一種住居専用地域としての転入世帯（アクセル）と都市整備の名目で立ち退き（ブレーキ）を同時に踏む状態を何時まで続けるのか。矛盾する事態を何時解消するのか、明確なスケジュールを提示してほしい。</p>	<p>都市計画法において、都市計画施設の区域内では、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限を加えられていますが、事業の実施に至るまでの間は、都市計画法第53条に基づく許可を受けることで建築物を建築することができますとされています。</p> <p>なお、今後、事業認可を取得すると、原則として建築物を建築することができなくなります。</p> <p>本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。</p> <p>本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	△
49	<p>行政側で新規建築を認めているが、一方では公園化への説明をおこなっており、「アクセルとブレーキ」を同時に踏んでいる。この状態をいつまで続けるのか、改善の意図が読み取れなく説明をしてほしい。</p>	<p>練馬区におけるこれまでの議会報告は下記のとおりです。</p> <p>令和3年2月10日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）について</p> <p>令和3年4月22日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催結果について</p> <p>令和3年8月24日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催結果について</p> <p>令和3年9月16日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催結果について</p> <p>令和4年4月26日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（案）について</p>	○
50	<p>稲荷山公園計画に対する区議会採択記録を示してほしい。</p>	<p>練馬区におけるこれまでの議会報告は下記のとおりです。</p> <p>令和3年2月10日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）について</p> <p>令和3年4月22日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催結果について</p> <p>令和3年8月24日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催結果について</p> <p>令和3年9月16日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催結果について</p> <p>令和4年4月26日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（案）について</p>	—

(3) 区民意見反映制度およびオープンハウス以外で寄せられた意見

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
1 目的（計画全般に関すること）			
1	稲荷山公園計画の背景となぜ今の時期に行うのか説明してほしい。	稲荷山公園は、都市計画公園として昭和32年に都市計画決定され、昭和53年に変更決定されました。区はこれまで、カタクリなど希少な動植物が生息する環境を残すため、全国の自治体に先駆けて「憩いの森制度」を創設するなど、樹林地を保全する取組を行ってきました。 しかし、稲荷山公園の計画区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられているものの、規制の範囲内で市街化が進んできました。市街化の進展等に伴い、環境は変化し、その保全は困難な状況にあります。	○
2	計画は知っていたが、大手ハウスメーカーから大丈夫と言われて家を建てた。今は、なぜこの時なのかという驚きと不安しかない。	本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草草が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。	-
3	出来ればここに残りたい。計画は覆ることがないとされた。どうして今なのか。	以上のことから、「グランドデザイン構想」（平成30年6月策定）において、区が目指す将来像を区民の皆様にお示しし、その実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）などにおいて、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園の整備に取り組むこととしています。	○
4	引っ越してきた当時は、風致地区と知っていただけ。カタクリの事も知らなかった。この年齢になってどうなるのか？今はとても不安。絶対に反対。	区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。	-
5	近くに公園があるので購入した。人口が増えたり、災害が増えてきているので、公園が必要だと聞いていたが、いやだと思っている。	本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。 引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	-
6	稲荷山公園計画・素案をみて、何を訴えたい事柄なのか読み難いので、訴えたい事柄を要因別とその重みを付けて3段階で重い・中・軽いと示して頂けると理解し易い。		-

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
7	都市計画法は、無秩序な市街化による都市環境の悪化と公共投資の非効率化を抑止するため、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るのを目的としている。既に市街地を形成している市街化区域内の400戸に及ぶ住宅街を、「武蔵野の面影」のために原野や農地に戻すことは法の趣旨に逆行する行為ではないか。	「稲荷山公園」は都市計画法第4条第6項および同法第11条第1項第2号に基づく都市計画施設です。 公園をはじめとする都市施設は都市計画法第13条第1項第11号において、土地利用、交通等の現状および将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置し、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を保持するよう、定めるものとされています。 本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。 引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	—
8	憩いの森制度の創出当時に比べ、更なる市街化の進展等に伴い環境が変化し、希少なカタクリの数は減少傾向にあるなどその保全は困難な状況にあるのであれば、その要因を精査して保全と回復に努めるべきではないか。	カタクリに関しては、今年度から地域の方々のご意見を伺い、草刈り方法の検討など新たな保全の取組も始めました。今後も必要に応じて有識者の意見聴取を行いながら、カタクリの保全と回復に努めていきます。 なお、樹林地の拡大にあたっては、有識者の意見聴取や必要に応じて調査を行いながら、対岸からの景観や生態系を考慮した整備を行います。	△
9	稲荷山公園が大公園として都市計画決定された当時、米軍施設等敷地であった地に光が丘・大泉中央が総合公園として設置されている。練馬区立都市公園条例に則り、区における公園の文武の均衡を図るうえにおいて、稲荷山公園を総合公園として設置する意味はあるのか。	都心に近い利便性を享受しながら、農地や樹林地・公園など、多彩なみどりに包まれた暮らしを楽しむことができるのが練馬区の魅力です。 区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など私有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。 こうした中、区は、「ランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様を示しました。また、「ランドデザイン構想」の実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や、「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。 稲荷山公園についても、光が丘公園や大泉中央公園など同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。	○
10	現稲荷山公園基本計画・素案の前に多様な或いは多角的な方法の検討が必要ではないか、その中で最小限の住民立ち退きで可能な河川系を繋げた公園等を模索すべきではないのか	区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。	※
11	風致地区とは聞いていた。大規模公園だが、そんなに必要か。区として決定事項なのか。	区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。	○

番号	意見の概要	区の方考え方	対応区分
12	昭和20年代の現大泉町一丁目は殆ど田圃だったので、序文で記述にある武蔵野の面影と異なるがどのように読み理解したら良いのか。	<p>本計画において「武蔵野の面影」とは、広大な武蔵野台地に田畑が広がり、川が流れ、雑木林や、屋敷林が点在し、豊かな自然であふれていたかつての練馬の風景を指しています。</p> <p>本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地在る昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p> <p>区は、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p>	○
2 対象地の概要			
13	公園化計画の線引きは何に依っているのか。公園化計画の東側にある区立八坂児童公園西側手前で河川沿い計画は狭くなり児童公園は計画外、更に東には区立越後山森の緑地と続いているが計画外、一方河川南側に目をやると八幡宮神社の西側稲荷山の森の北側の木森は外れていると線引きの仕方に至った経緯の記述がない。どのような基準で線引きをしたのかその検討過程を教えてください。	<p>「稲荷山公園」は都市計画法第4条第6項および同法第11条第1項第2号に基づく都市計画施設です。</p> <p>稲荷山公園の当初の都市計画決定区域は、昭和32年に、旧都市計画法第2条に基づき、国（建設省）が東京都市計画地方審議会での審議を経て、決定しました。</p> <p>昭和53年には、東側および南側隣接地を追加する計画変更を、都市計画法第18条第1項に基づき、東京都が東京都都市計画審議会での審議を経て行っています。</p> <p>なお、追加区域は、既定の公園計画区域に隣接した「樹林地」でした。</p> <p>これらを踏まえ、本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。</p>	—
14	都市整備法の網を掛けるのに議会審議の結果か。その前に審議会などで充分練っているのか。	<p>都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるものを「都市施設」といいます。公園も「都市施設」の一つです。</p> <p>都市計画に定められた都市施設のものを「都市計画施設」といいます。稲荷山公園もこの都市計画施設に該当します。</p> <p>都市計画施設については、原則的には順次、整備を進めるものであり、計画決定から事業実施までの間は、都市計画施設の区域内では、都市計画法第53条の規定により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられています。</p>	—
15	都市計画公園の決定とは何を意味しているのか。	<p>都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるものを「都市施設」といいます。公園も「都市施設」の一つです。</p> <p>都市計画に定められた都市施設のものを「都市計画施設」といいます。稲荷山公園もこの都市計画施設に該当します。</p> <p>都市計画施設については、原則的には順次、整備を進めるものであり、計画決定から事業実施までの間は、都市計画施設の区域内では、都市計画法第53条の規定により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられています。</p>	—

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
16	公園化計画地に被せている法の網は何と何があるのか。更に被せてある法の優先順位があれば示してほしい。	「稲荷山公園」は都市計画法第4条第6項および同法第11条第1項第2号に基づく都市計画施設です。 その他に都市計画法第7条第2項に基づく市街化区域、都市計画法第8条第1項第1号に基づく用途地域、都市計画法第8条第1項第7号に基づく風致地区、都市再開発法第2条の3第1項第2号に基づく再開発促進地区等がかかっています。 これらは各々整合を図り定められており、各々の計画により建築に際しての規定等がある場合には、全ての規定を遵守することが必要となります。	—
17	旧法（大正8年都市計画法）における「都市計画」とは、重要施設の名のもとに多種多様な都市施設の建設予定を、旧内務省の権限で計画調整する行政事務の事であり、土木・建築・造園の構築系3分野に基づく都市計画技術の向上と調整を目指すものだった。都市公園法は、都市における都市施設としての公園の設置にかかわる規定であり、自然環境を保全する目的をもった自然公園法とは目的を異にするものである。したがって、昭和32年に自然環境を保全するため都市計画決定された都市計画公園とする記述は明らかに事実無根であり、全くの虚偽との指摘を免れないと思われる。	過去の資料や文献等を参考に、昭和32年当時の状況、社会情勢等を踏まえ、都市計画決定の目的を記載しました。 記載の趣旨としては同様ですが、当時の文献の文言を引用した記載に変更しました。	◎
18	都市計画法、都市公園法及び都市計画法施行令第2条第1項第4号に基づく「総合公園」の定義及び設置基準は、面積又は幅員10～50ha以上、主として自然的環境の中で、市民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地である。そして、現に存する樹林地などの保全を目的とする緑地は、その規模、特性等を総合的に勘案して適切な規模を定めることとあります。 カタクリ群生地のほか、キンラン、オオタカなど絶滅危惧種に指定されている希少種、湧水池などの資源や、地形の起伏とまとまったみどりによって形成される景観を保全するため、大規模な公園施設を要する「総合公園」を設置するというのは異常としか評価できない。都市における動植物の生息地または生育地である樹林地などの保護・保全や復元を図り、都市の良好な自然的環境を形成することを目的に「都市林」とすべきではないか。	稲荷山公園は、現在、都市計画公園の中の総合公園として都市計画決定されています。総合公園は、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園です。 本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草草が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。 区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。	※
19	P7 2) 浸水予想区域等で護岸・河床を整備する区間に位置づけられている。とは現在は50mm降雨量にこの区間は不備であるのか。又等とは何と何があるのか。	平成30年4月策定の白子川河川整備計画（東京都）において、1時間当たり50mm規模の降雨に対応するための護岸・河床を整備する区間に位置づけられています。白子川全域は昭和23年から昭和55年にかけて30mm対応の改修工事が行われましたが、計画地内は50mm対応の改修は未整備です。 等とは、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域を指しています。	□

番号	意見の概要	区の方	対応区分
20	<p>計画地の下流域に八坂小学校があり、その付近で越後山橋際に水位観測器が設置されている。計画書・素案にはハザードマップで公園化計画地をのみ浸水の絵が添付されているが、浸水危険があるのであれば明言してはどうか。マップの想定と最近の実測の評価結果を知らせたらよい。更に災害ハザードマップを見ると西側や東側河川流域と浸水の程度は同程度に見えたので計画書・素案では何を述べたいのか読み取れなかった。</p>	<p>浸水予想区域図(水害ハザードマップの一部抜粋)は事前の備えや避難に役立てていただくため、大雨時の白子川の氾濫で浸水が予想される区域を表しています。</p> <p>浸水の範囲や深さは雨の降り方や土地の形態の変化、河川や下水道の整備状況等により変化することがあります。</p> <p>なお、水害ハザードマップ全体は下記URLから確認できます。</p> <p>https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/bosai/suigai/hazardmap.html</p> <p>また、河川の水位観測カメラは東京都がインターネットで公開しており、降雨や河川の増水の状況を確認し、地域の迅速な水防活動等に活用していただくものです。</p> <p>ハザードマップは想定最大規模の降雨が降った場合を想定して作成しているもので、近年の観測水位と関連していません。</p>	□
21	<p>白子川上流では雨水貯留槽2か所が既に整備され浸水の恐れは軽減されていると考えるが、越後山橋の際に設置してある水位計での測定でその恐れが予見されると考えているのか、数値をもって説明してほしい。</p>	<p>ハザードマップは想定最大規模の降雨が降った場合を想定して作成しているもので、近年の観測水位と関連していません。</p>	□
22	<p>公園化計画・素案には防災ハザードマップが貼付されている。そして降水量の与条件は時間辺り150mm時とあり大半の計画対象地は何らかの水害があると指摘したいと考えたが、一方水位観測器設置が八坂中北側の越後山橋際に設置されている。そこで最近の降水量と水位との関係は把握できている事と思うのでその点から公園化計画との関連を説明してほしい。</p>		□
23	<p>『想定し得る最大規模の降雨(時間最大雨量153mm、総雨量690mm)を想定』とは何に依っていますか、それに越後山橋際に水位観測器が設置してありますが、近年の観測水位と想定水位の関連性は如何か、数値をもって示してほしい。</p>	<p>想定し得る最大規模の降雨は、国が定める基準における関東地域の値を採用しています。</p> <p>気象庁の記録では、1時間153mmは1999年に千葉県、昭和57年に長崎県で記録されています。</p> <p>日雨量は平成23年に高知県で851.5mmを記録しています。</p> <p>白子川流域では平成11年に練馬観測所で記録した131mmが最大です。</p> <p>ハザードマップは想定最大規模の降雨が降った場合を想定して作成しているもので、近年の観測水位と関連していません。</p>	□
24	<p>公園化計画・素案 P7 2) 浸水予想区域等ではあたかも公園化の範囲に浸水被害が存在する絵だが、もう少し広い視野で白子川流域を見ると大泉第一小学校よりも広い範囲で同様の浸水が想定されている。その中で今回の計画・素案で区域が指定されたのは何に起因しているのか。</p>	<p>浸水予想区域図(水害ハザードマップの一部抜粋)は事前の備えや避難に役立てていただくため、大雨時の白子川の氾濫で浸水が予想される区域を表しています。</p> <p>浸水の範囲や深さは雨の降り方や土地の形態の変化、河川や下水道の整備状況等により変化することがあります。計画区域は浸水予想区域図の作成以前である昭和32年に決定しています。</p>	-

番号	意見の概要	区の方考え方	対応区分
25	P7 2)で『別荘橋から下流は都市計画河川に位置づけられている』とは、どう言うことか。更に『平成30年策定の白子川河川整備計画(東京都)において1時間あたり50mm規模の降雨に対応するための護岸・河床を整備する区間に位置づけられており、計画幅員は16.5m』とあるが現在とどの様になるのを目指しているのか、河川巾や歩道巾ほか概要を教えてください。	白子川は別荘橋から下流は昭和32年に国により、30mm規模の降雨に対応するための都市計画河川に位置づけられています。今後実施する50mm規模の降雨への対応と誤解を招く恐れがあるため、記載を削除しました。 幅員は、平成30年4月に東京都が策定した「新河岸川および白子川河川整備計画」に基づいたもので、兩岸に4mの管理用通路を設ける計画となっています。	◎
26	ここ2～3年を振り返ると現公園化計画地に新規に転入される人もいますが、何時迄第一種低層住居専用地域と指定しておくのか。	用途地域は、ゾーン区分ごとに建てることのできる建物の用途や規模等を規定しています。 練馬区は全域が都市計画法の「市街化区域」に指定されており、市街化区域内は用途地域を定めることとされているため(都市計画法第13条第1項第7号)、公園や道路の区域内においてもいずれかの用途地域が指定されています。 公園の計画と用途地域指定は各々別の計画であり、公園を整備するために、用途地域の変更を必須とするものではありません。	□
27	公園計画内の用途地域(第一種低層住居専用地域)を公園に変更するのは、何を根拠とし又要因としておこなおうとするものか。その項目を重さ別に“重中軽”を付し教えてください。		□
28	P5 4) 変遷では下の航空写真で都市計画決定前年1956(昭和31)年があり、1974(昭和49)年では現公園化計画地の内外とも戸建ての住宅が同様に立ち並んでいる。都市計画前年だとする記述から第一種低層住居専用地域に指定されたのは1957年と考えてよいかと思うが、どの様に捉えたら良いのか。行政の当然の結果ではないか。	昭和32年当時、本地域には緑地地域が指定されていました。その後、昭和43年の新都市計画法制定を受け、昭和48年に第一種住居専用地域が指定され、平成8年には現在の第一種低層住居専用地域に変更されました。 用途地域指定は、練馬区全域を対象とし、公園や道路区域内においても指定されるものです。 また、都市計画法第53条により都市計画施設の区域内では、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられていますが、都市計画施設の事業実施に至るまでは、制限の範囲内で用途地域等の他の規定に基づいて建築することが可能です。	□
29	素案 P8 4) 用途地域等では当計画地の西側に再開発促進地区(2号地区)が指定されているが、これはどの様なものか。更に現在の清水山の森を含む公園化計画地と重複しているエリアが在るがここはどの様になる事が想定されるか。	稲荷山公園として都市計画決定されている区域の一部には、都市再開発法に基づく再開発促進地区が定められています。 再開発促進地区は、計画的な再開発が必要な市街地の中で、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を定めているものであり、道路、公園などの既決定の都市計画と整合を図り、地区の整備方針を定めています。 公園計画地と再開発促進地区が重複しているエリアについては、再開発促進地区における都市施設の整備方針においても、公園として整備することとして定めています。	-

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
3 基本方針			
30	<p>P11 1) ■武蔵野の面影の再生で、『白子川をはさんで大規模な崖線の森と草地在昔ながらの自然豊かな景観『武蔵野の面影』を公園として再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所』と記述があるが、武蔵野の台地はススキ、海岸沿いはアシ、飲料に供す河川流域には人は直接住まなかった（汚物流入の為）。現公園計画地内のかつての白子川は、うよ曲折した流域で昭和20年代にはウナギも捕れたそうだ。また、歴史ある土地柄でもあり、現在でも水車の直径7mの物が保存されている。</p> <p>従ってP1 1) 目的のモダンなイメージはこの場所の公園として歴史と文化を把握されない方のイラストと言わざるを得ない。或いは木密対策か。</p>	<p>本計画において「武蔵野の面影」とは、広大な武蔵野台地に田畑が広がり、川が流れ、雑木林や、屋敷林が点在し、豊かな自然であふれていたかつての練馬の風景を指しています。</p> <p>本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地在昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p> <p>区は、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、改めて皆様にご意見、ご要望を伺っていきます</p> <p>なお、稲荷山憩いの森の記念碑についてはかつての地権者が国から払い下げを受けたこと、行楽地とするため植樹等を行ったことなどが記載されているものと認識しています。</p>	○
31	<p>稲荷山憩いの森はかつて個人の所有地で、記念碑のようなものがあり、この辺りについてはどの様に考えているか。</p>	<p>また、大泉町一丁目および土支田四丁目については、木造住宅密集地域に指定されていません。</p>	-
32	<p>現稲荷山の森の中には凡そ高さ3m巾1m程の台座が崩れそうだが石碑がある。この地域では水車を練馬区内で最も早く創業し、小麦を挽いて粉にしたり杉の葉を挽いて線香にしたりしていた。用水は現在の八坂小の南西の所にて引き込み凡そ400m程を3mの深さに掘り下げて水車を回した。昭和2～3年頃に村に電気が通り臼を動かすのに電気でも水車を動かせる様になり現在でも水車に施設は健在である。従って土支田に区立農業公園があるが仮称区立水車公園も在りではないのかとも思う。</p>		△
33	<p>P14 (4) ゾーニングでは、『休憩施設や災害時の活用について、関係者と協議・検討』とあるが誰と協議し何を検討するのか。ハザードマップで浸水の可能性のある場所に災害時の施設に活用とは、矛盾しないのか。</p> <p>一方、休憩施設のレストランと記述があるが都立公園か区立公園か、はたまた誰が運用するのか。</p>	<p>災害時の利活用については東京都および区の関連部署等と協議していきます。</p> <p>稲荷山公園は区立公園です。休憩施設（レストランや、オープンカフェ等）等の設置については、皆様のご意見を伺いながら民間活用も含めて幅広く検討していきます。</p>	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
4 整備の進め方			
34	P15 4 整備の進め方とあるが、計画・素案から事業着手までの長期スパンで行政サイド及び住民サイドの流れ、各種手続き等流れを示してほしい。住民にとって公的窓口への訴えのタイミングについても記述してほしい。	今後の検討手順が伝わりやすくなるよう修正しました。 なお、本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。	◎
35	本基本計画における総事業費 概算見積額 更に年度予算額見込み	引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	—
36	事業計画期間は、(事例とされる明治神宮の森は100年後の森)	引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	—
37	今後の長期スパンでの工程表を提出の依頼。	引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	◎
38	計画区域内地権者等に対する基本計画素案の周知、かつ意見や要望の聴取は十分に果たされたのか。未だ基本計画素案を知らされていないという地域の方々がいる。オープンハウス参加者数は対象者数の何%に達したのでしょうか。そのような状況下にて、基本計画決定が可能であると判断されるのでしょうか。	令和3年2月に基本計画(素案)を策定し、令和3年2月21日から3月31日までにパブリックコメントを実施し、合わせて3月にオープンハウスを3日間開催しました。その後、8月、9月に計画の内容等をご説明するオープンハウスを4日間開催しました。オープンハウスを3月に実施した際には、区報、区ホームページ、町会回覧板、掲示板で開催について周知しました。8月、9月実施の際には、区ホームページ、計画地内の戸別ポスティングにより周知しました。	—
39	練馬区報など広報に気づかない人もいます。計画書で公園区域を定めたのに対象者本人は知らない。現時点での特定された人を対象としているのであるから、簡易書留など着実に届いたことを確認できる手段がすべきだ。	計画に対する意見はこれまでに210件いただいています。オープンハウスには188名来場されました。今後も、地域の皆様に対してご説明を行うオープンハウス等の開催の際には、丁寧な事前周知に努めていきます。 なお、練馬区におけるこれまでの議会報告は下記のとおりです。	△
40	区報での告知(告げる、知らせる)では不足?で、周知できずに説明会を知らない人もいた。	令和3年2月10日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画(素案)について 令和3年4月22日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画(素案)オープンハウスの開催結果について	—
41	都市整備法の網を掛けるのは行政の専権事項で、住民の声は無く用途変更は議会承認があれば出来る。従って計画推進者サイドのベクトルが優先し易いので初期の時期に当計画或いは計画範囲についての利害関係者ではない人達(一般的に審議会?)で住民の声を吸い上げて審議され又は審議する場が必要だと思うが、その様な手続きあったか。もし終わっていたのならばその経過を報告してほしい。	令和3年8月24日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画(素案)オープンハウスの開催について 令和3年9月16日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画(素案)オープンハウスの開催結果について 令和4年4月26日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画(案)について	—

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
42	オープンハウスにて、本基本計画は覆らない、との説明を受けた住民が多数居る。都市計画は変更可能であるにもかかわらず、覆らないとしたのは、行政行為において計画的に組織ぐるみの虚偽説明を行ったということでしょうか。	オープンハウスでの説明において「計画は覆らない」との説明はしていません。 一方で、質疑等を繰り返している中で説明を受けた方が、計画は覆らないと受けとられた可能性については否定できません。 今後も説明に際しては、誤解を与えるようなことがないように注意していきます。	—
43	説明会では30年後に公園になると聞いただけ、不安でいっぱい。	本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。	—
44	年齢的に新しく住むところを探すのは無理。区の方で住むところを用意してほしい。老人ホームなど入居できるようにしてほしい。	引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。 なお、事業実施にあたっては、「練馬区まちづくり事業・道路整備事業等に伴う代替土地・建物および代替賃貸住宅等の仲介に関する協定（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会練馬区支部）」を活用することなどを検討していきます。	△
45	公園をつくる必要があるのか疑問。反対。代替地、他に住むことができる場所を、なぜ区は準備して発表しないのか。		△
46	用地取得と補償P3『土地の評価は事業施行期間中、原則1年毎に再評価』とあるが、事業施行期間とは何時から何時迄を指すか。一般的に考えると公園化が決定或いは話しが出ると継続的な生活が出来ないと考えて土地価格は低下傾向で推移するのではないかと。従って長い期間での計画や施行は区側に有利に働く構図が見えるが、その点での立ち退き補正はないのか。	事業施行期間とは、事業認可された期間です。 土地価格は、地価公示法にもとづく公示価格、近隣の取引価格および不動産鑑定士による鑑定評価価格等を参考にして評価します。 公示価格、近隣の取引価格ですので、この事業地域内での価格評価ではありません。	—
47	『用地取得と補償』P3 1, 土地代金 について土地の価格は、事業施行期間中、原則として一年毎に再評価します。は長期間での施行期間となると後半或いは既にこの計画を知った時点から風評的被害？の値下がりが始まっていると思われる。従ってここの処の補正分の補償はどの様になるか。		—

番号	意見の概要	区の方考え方	対応区分
48	自然環境の保全と回復のための特殊公園設置の都市計画事業とした場合、土地収用法の適用は認められるのか。また、認められたとしても、自然環境の保全と回復の効果が証明できる区域に限定されるべきではないのか。	<p>本公園の整備は、都市計画施設として定めた公園を都市計画事業により整備することを予定しています。</p> <p>都市計画事業の場合、都市計画法第69条※の規定により事業認可が土地収用法による事業認定とみなされます。</p> <p>※都市計画法第69条：事業認可を受けた都市計画事業については、これを土地収用法第3条各号の1に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する。</p>	—
49	土地収用法の事業認定を受ける予定があるのか否か（収用はあるのか）	<p>ただし、都市計画事業の事業認可を取得したからといって、必ず土地収用法による手続を行うわけではありません。用地取得については、個々の状況に応じて話し合いによる合意の上で契約を結ぶことを原則として考えています。</p>	—
50	事業認定を受ける場合、第3条第29号の適用か。その場合の前例はあるのか。	<p>なお、区では土地収用法第3条第29号を適用した事例はありません。</p>	—
51	法定耐用年数の未経過建物の取り壊しを行うつもりか。	<p>土地の取得に伴って、その土地に建物・工作物等が存する場合は、その土地以外の場所へ移転していただきます。その際の建物等の移転費用等を「通常生じる損失」として補償基準に基づき補償します。</p> <p>建物移転補償については、経過年数に応じた補償をします。</p>	—
52	土地の値段だけになってしまったら、同じ家を建てられない。かなり大きな公園だが、公園を造る意義がわからない。	<p>都心に近い利便性を享受しながら、農地や樹林地・公園など、多彩なみどりに包まれた暮らしを楽しむことができるのが練馬区の魅力です。</p> <p>区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など私有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。</p> <p>こうした中、区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様を示しました。また、「グランドデザイン構想」の実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や、「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。</p> <p>稲荷山公園についても、大泉中央公園、練馬城址公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>なお、土地の取得に伴って、その土地に建物・工作物等が存する場合は、その土地以外の場所へ移転していただきます。その際の建物等の移転費用等を「通常生じる損失」として補償基準に基づき補償します。</p> <p>建物移転補償については、経過年数に応じた補償をします。</p>	○

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
53	ローン途中の場合、どのような処置で対応するのか。	住宅ローンの有無に関わらず、地価公示法にもとづく公示価格、近隣の取引価格および不動産鑑定士による鑑定評価額等を参考にした土地代金と物件移転等に対する補償金をお支払いします。	—
54	「用地取得と補償」（練馬区土木部特定道路課）においては、「物件は取得しません」「除去していただかなければなりません」とあり、土地の値段だけになってしまい、今と同じ家を建てられない、と不安に思っている方々が多数居る。建物の時価（再調達価額）が補償されても、解体費用を負担することになるのか分からないと考えている方々も多数居る。そもそも、建物移転の意味するところが不明瞭である。本公園設置計画においては、曳家など考えられない。基本計画の説明において、特定道路課の「用地取得と補償」を代用して説明するのは、きわめて不親切、曖昧で好い加減、との印象を受ける。改めて、建物移転補償について、丁寧に分かり易く説明する書類の提示を要求する。	<p>土地の取得に伴って、その土地に建物・工作物等が存する場合は、その土地以外の場所へ移転していただきます。その際の解体費用を含む建物等の移転費用等を「通常生じる損失」として補償基準に基づき補償します。</p> <p>そのため、「用地取得と補償」においては「物件は取得しません」と記載しています。</p> <p>また、本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。</p> <p>本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	—
55	住宅が立ち並んだ『つけ』を解消する手段は都市整備法の用途変更と土地収用法の適用凡そ400世帯移転となるのか。	<p>都市計画法において、都市計画施設の区域内では、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限を加えられていますが、事業の実施に至るまでの間は、都市計画法第53条に基づく許可を受けることで建築物を建築することができるとされています。</p> <p>本公園の整備は、都市計画施設として定めた公園を都市計画事業により整備することを予定しています。</p> <p>都市計画事業の事業認可を取得したからといって、必ず土地収用法による手続を行うわけではありません。用地取得については、個々の状況に応じて話し合いによる合意の上で契約を結ぶことを原則として考えています。</p> <p>また、本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。</p> <p>本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	—

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
その他			
56	<p>土地収用法では『公共の福祉或いは利益に資する場合は私権を制限できる』とあったと思うが、公園化計画・素案では『公共の福祉と私権の制限を天秤にかけた評価を示してほしい。</p>	<p>稲荷山公園は、都市計画公園として昭和32年に都市計画決定され、昭和53年に変更決定されました。区はこれまで、カタクリなど希少な動植物が生息する環境を残すため、全国の自治体に先駆けて「憩いの森制度」を創設するなど、樹林地を保全する取組を行ってきました。</p> <p>しかし、稲荷山公園の計画区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられているものの、規制の範囲内で市街化が進んできました。市街化の進展等に伴い、環境は変化し、その保全は困難な状況にあります。</p> <p>本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地在る昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p>	—
57	<p>公園化により公共の福祉或いは社会的利益を増大させると思われるのと、400世帯余りの住民立ち退きを迫るとどの様にその重みを図りましたか。検討結果をお示し下さい。</p>	<p>以上のことから、「グランドデザイン構想」（平成30年6月策定）において、区が目指す将来像を区民の皆様にお示しし、その実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）などにおいて、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園の整備に取り組むこととしています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p>	—
58	<p>立ち退き者の精神的や金銭的負担と公園成立に依って得る利益の比較衡量の検討はしたか。</p>	<p>本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p>	—

番号	意見の概要	区の方考え方	対応区分
59	行政として新築時及び他に於いて将来公園化の方針を知らせているのか。又新規転入者に対して何時からどの様な手段で知らせるのか、計画から工事着手全体工程の中で教えてほしい。	都市計画施設の区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられています。 建築等を行う際は、通常事前に都市計画の制限を調査する必要があるため、区に問い合わせがあります。その際には、都市計画の指定状況等についてご説明します。購入を検討している方からのお問い合わせにも同様にご説明します。 土地や建物を売買する際は、宅地建物取引業法第35条第1項において、宅地建物取引業者は、取引の相手方に対し、契約が成立するまでの間に、取引に係る都市計画法による制限などの重要事項について、宅地建物取引主任者から、書面を交付して説明させなければならないとされています。 また、都市計画施設の区域内で建築をする際には、原則として、建築主は都市計画法に基づく許可を受ける必要があります。 事業に着手する際には、地域の皆様の意見を伺い、説明を重ねながら進めていきます。	—
60	家購入時の重要事項説明書に『都市計画』の記載はあったが、『森になります。その時は家を壊し立ち退いて貰います』と分かりやすく書いてあれば現在の家は買っていない。今になっては口頭での説明は無意味なので、今後は内容を明記する様不動産契約書の欄に記述すべきである。追記として『都市計画法とは、市民のため最適な土地の利用及び活用のため制定された法律』と言う理解したが、記載には具体的ではない。市民は公園計画の内と外の人があるのでこの処の評価を示してほしい。		—
61	重要事項説明書の記述は適当ではない。		—
62	法律の建付けは、都市計画法の中に用途地域の指定があり、その中の建築可能な地域での建築物を対象として建築基準法があるという考え方でよいか。 また都市計画法の中に時代を反映すべく用途地域変の指定があり適格事業を定め且つ用途地域内での適格外事業をも定めている。事例をあげると、原子力発電施設公園など。	都市計画法は都市計画の内容およびその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。 建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的としています。 用途地域は、都市計画法に基づき定められており、建築基準法では、用途地域ごとに建てることのできる建物の用途や規模が規定されています。 建築物を建築しようとする場合、建築基準法等の規定への適合が必須とされているため、建築を行う際には、用途地域等の規定を遵守する必要があります。	—
63	建築基準法と都市整備法とはどのような関係か。更に区行政ではその目的の為に的確に目的を推進してきたと考えるか。		—
64	新築時各種の法的規制があった場合で適法でない場合にはどの様に対応し処置して来たか。	建築基準法等に適合していない建築物については、近隣からの通報や区によるパトロールにより把握に努めると共に、所有者等に対して法令等の趣旨、違反の内容を説明し、適法な状態とするよう指導しています。	□

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
65	都市計画（法）があるならば、何故現在も新築できて転入可能なのか。今後何時どの様な状況になると止められるのか。	都市計画法において、都市計画施設の区域内では、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限を加えられていますが、事業の実施に至るまでの間は、都市計画法第53条に基づき許可を受けることで建築物を建築することができるとされています。 なお、今後、事業認可を取得すると、原則として建築物を建築することができなくなります。	—
66	練馬区議会でこの計画範囲を含めて議会にて可決されたと考えて良いか。	練馬区におけるこれまでの議会報告は下記のとおりです。 令和3年2月10日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）について 令和3年4月22日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催結果について 令和3年8月24日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催について 令和3年9月16日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（素案）オープンハウスの開催結果について 令和4年4月26日 都市整備委員会 稲荷山公園基本計画（案）について	—
67	自然環境の保全と回復のための都市計画事業が、膨大な二酸化炭素を排出することを許されるのでしょうか。したがって、法定耐用年数に満たない建築物などの解体廃棄は回避すべきと考える。	区は、令和2年3月に、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「練馬区環境基本計画2020」を策定しました。温室効果ガス排出量の削減については、自立分散型エネルギーの普及拡大と省エネルギーへの取組により推進します。また、目標の一つに「練馬のみどりを未来へつなぐ」を掲げており、「みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくり」を施策の一つとしています。	□
68	本事業計画執行に伴う二酸化炭素総排出量の見込みは。	なお、事業実施にあたっては、環境への負荷軽減等を考慮しながら進めていきます。	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
69	<p>「市街化区域」にある400戸の住居等建物を取り壊し、原野田畑に復元するという理由は何か。SDGs 持続可能な開発目標、11. 住み続けられるまちづくりを、13. 気候変動に具体的対策を、及びカーボンニュートラルの発想から、閑静な住宅街を取り壊し、危険区域に避難等の用に供する総合公園を設置し、環境に多大な負荷をかけるという計画が立案されるのは、当世異常としか思えない。</p>	<p>稲荷山公園は、都市計画公園として昭和32年に都市計画決定され、昭和53年に変更決定されました。区はこれまで、カタクリなど希少な動植物が生息する環境を残すため、全国の自治体に先駆けて「憩いの森制度」を創設するなど、樹林地を保全する取組を行ってきました。</p> <p>しかし、稲荷山公園の計画区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられているものの、規制の範囲内で市街化が進んできました。市街化の進展等に伴い、環境は変化し、その保全は困難な状況にあります。</p> <p>本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地在りながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。</p> <p>以上のことから、「グランドデザイン構想」（平成30年6月策定）において、区が目指す将来像を区民の皆様にお示しし、その実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）などにおいて、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園の整備に取り組むこととしています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p> <p>なお、国は、地方自治体に対し、SDGs を原動力とした地方創生の推進を求めており、区は、第2次みどりの風吹くまちビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。</p>	□
70	<p>SDGs との整合性はどの様に評価されているのか。</p>	<p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p> <p>なお、国は、地方自治体に対し、SDGs を原動力とした地方創生の推進を求めており、区は、第2次みどりの風吹くまちビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。</p>	—
71	<p>核となる『稲荷山憩いの森』の用地買収目処は（既に取得できたのか？）</p>	<p>稲荷山憩いの森については、大部分が私有地となっています。引き続き、都と協議しながら計画を進めていきます。</p>	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
72	<p>家族4人が犠牲になった世田谷一家殺害事件は、都立祖師谷公園の整備事業にて200戸の住居撤去が残り4戸となったところで発生した、犯罪史上に類を見ない残虐な事件です。立ち退きが進み部分過疎が生じ、治安悪化による同様の犯罪が発生しないという根拠があるのか。想像するに不安に襲われる高齢者が多数居る。</p>	<p>本計画は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを示しています。計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、整備の内容や手法、実施時期等について、地域の方々や有識者の意見を踏まえ、事業区域を分けて段階的に進めていきます。</p> <p>本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の実施に向けては、今後、整備内容の具体化や段階的な整備の進め方などの検討を行います。</p> <p>引き続き、事業の節目ごとにオープンハウスや説明会等により関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。</p> <p>なお、事業実施にあたっては、地域の皆様に安心してお過ごしいただきけるよう、進め方を検討していきます。</p>	△
73	<p>平成18年策定「都市計画公園・緑地の整備方針」において、重点化を図るべき公園緑地として指定されているものの、令和2年7月改定においては削除されている。浸水想定区域、大規模盛土造成地、崖線等を含んでおり、災害時の避難等の用に供する総合公園としては不適格な計画地であると判定されているのではないかと。また、昭和32年には想定されていなかった「光が丘公園」等が十分に代替していると思われる。</p>	<p>「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」において、稲荷山公園は、平成18年策定、平成23年改定の時と同様に「重点化を図るべき公園」として位置付けられています。</p> <p>大泉公園については、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」において、東京都事業および特別区事業で、位置付けはありません。</p> <p>都心に近い利便性を享受しながら、農地や樹林地・公園など、多彩なみどりに包まれた暮らしを楽しむことができるのが練馬区の魅力です。</p> <p>区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など私有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。</p> <p>こうした中、区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様を示しました。また、「グランドデザイン構想」の実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や、「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。</p> <p>稲荷山公園についても、光が丘公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p>	-
74	<p>東京都市整備局「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）においては、平成18年：東京都事業「重点化を図るべき公園・緑地」の総合公園、平成23年：特別区事業「重点化を図るべき公園・緑地」の総合公園、令和2年：特別区事業「重点公園・緑地」「優先整備区域」から除外、との変遷を辿っているにもかかわらず、何故いま練馬区が整備事業にとりかかろうとするのでしょうか。行政の一貫性が疑われます。浸水想定区域、大規模盛土造成地、地下埋設物（掩体壕）、崖線等を含んでおり、災害時の避難等の用に供する総合公園としては不適格な計画であると判断されているのではないのでしょうか。また、大泉公園の整備計画はどうなっているのでしょうか。</p>	<p>（この欄は73番目の意見と重複する内容のため、ここでは省略します。）</p>	-

番号	意見の概要	区の方考え方	対応区分
75	今後計画している公園の場所と面積及びその背景をお教えてほしい。	<p>都心に近い利便性を享受しながら、農地や樹林地・公園など、多彩なみどりに包まれた暮らしを楽しむことができるのが練馬区の魅力です。</p> <p>区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など私有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。</p> <p>こうした中、区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様を示しました。また、「グランドデザイン構想」の実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や、「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。</p> <p>第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプラン（年度別取組計画）において、戦略14練馬のみどりを未来へつなぐの中で、みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト、特色ある公園等の整備として、今後の公園の整備スケジュールをお示ししています。</p>	-
76	練馬区のおさいふ～令和2年度版～において、今後の財政運営は厳正な事業選択が迫られるとありながら、総事業費概算見積りが示されていない。区が直面する課題解決（三次救急医療機関の設置等）との費用対効果が比較もできない杜撰な事業計画の評価が可能なのか。	<p>都心に近い利便性を享受しながら、農地や樹林地・公園など、多彩なみどりに包まれた暮らしを楽しむことができるのが練馬区の魅力です。</p> <p>区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など私有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。</p> <p>こうした中、区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様を示しました。また、「グランドデザイン構想」の実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）や、「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。</p> <p>稲荷山公園についても、大泉中央公園や光が丘公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。</p> <p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p>	□
77	昭和32年、都市計画公園として決定された当時は近隣に大規模公園がなかった。だが、現在は近隣に光が丘公園と大泉中央公園があり、長いスパンと膨大な費用をつぎ込んで総合公園を作る意義が分からない。三次救急の設備が遅れている。もっと別の事に税金を使うべき。	<p>区は、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。</p> <p>なお、三次救急医療機関につきましては、練馬区に加え、環状八号線沿いの自治体（杉並区、世田谷区）にはなく、毎年1,000人以上の区民が区外に搬送されています。感染症の拡大時や災害時に備えた医療提供体制を確保するため、順天堂練馬病院において三次救急レベルの医療機能の整備を促進します。</p>	□
78	本素案の計画区域内には、400棟にも及ぶ住居等に加え、浸水想定区域、大規模盛土造成地、崖線等を含んでおり、大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地の機能を求められる総合公園として整備するためには、計り知れない膨大な費用を支出するものと考えられる。未曾有のコロナ禍、区民の生命を守る医療機関を整備することが喫緊の課題と指摘され、かつ厳しい財政状況に合って、総合公園計画のために行政資源を投与する余裕があると判断されているのか。	<p>なお、三次救急医療機関につきましては、練馬区に加え、環状八号線沿いの自治体（杉並区、世田谷区）にはなく、毎年1,000人以上の区民が区外に搬送されています。感染症の拡大時や災害時に備えた医療提供体制を確保するため、順天堂練馬病院において三次救急レベルの医療機能の整備を促進します。</p>	□